

第8版

# デュピクセント<sup>®</sup>を使用される 鼻茸を伴う 慢性副鼻腔炎患者さんへ

【監修】獨協医科大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科 教授  
春名 眞一 先生



English



Please scan the  
QR code for this  
material in English.

sanofi | REGENERON

慢性副鼻腔炎は、副鼻腔に炎症をきたす慢性の疾患です。

慢性副鼻腔炎の中には、治りにくいタイプがあり、従来の薬物治療や手術を行っても再発を繰り返すことがあります。

**デュピクセント®**は、これまでのお薬とは異なるメカニズムで働く、新しいタイプのお薬です。

これまでの治療ではうまくコントロールできなかった方でも、症状を改善し、維持する効果が期待できます。

この冊子では、**デュピクセント®**の特徴や使い方、副作用について解説しています。

わからないことや不安なことがあれば、遠慮せずに主治医や看護師、薬剤師にご相談ください。

## 目次

あなたの治療ゴール	3
鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の症状と疾病負荷(生活での困りごと)	4
鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の炎症と種類	6
鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎では鼻茸が再発しやすい	7
あなたの鼻・副鼻腔で起きていること	8
デュピクセント®の働き	9
デュピクセント®の効果	10
デュピクセント®による治療を受けることができる方	11
デュピクセント®の治療の進め方	12
デュピクセント®の安全性について	14
喘息等のアレルギー性疾患をお持ちの方への注意点	16
「治療日誌」をつけましょう	18
医療保険制度	19
医療費と医療保険	20
医療費の助成制度	21
高額療養費制度	22
指定難病に対する医療費助成制度	32
医療費負担が軽減されるその他の医療費助成制度	38

# あなたの治療ゴール

慢性副鼻腔炎治療のゴールは、「鼻の症状がコントロールされた状態を維持し、健康な人と変わらない日常生活を送る」ことです。

あなたの治療ゴール(鼻の症状が治まった後に望みたいこと)はどのようなことでしょうか？

あなたの治療ゴールを、こちらに書いてみましょう。

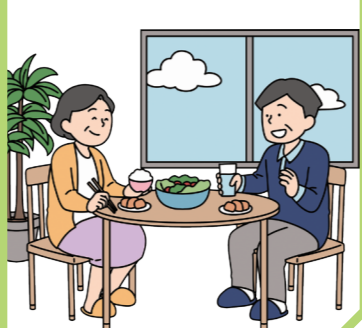
夜、ぐっすり眠れる



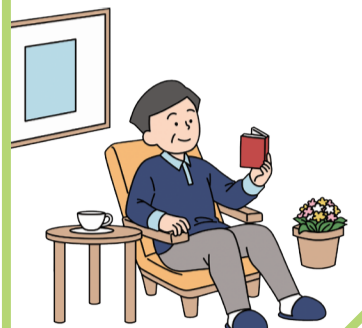
匂いを感じられる



食事が楽しい



仕事や勉強に集中できる



治療ゴールの例

# 鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の症状と疾病負荷(生活)

## 鼻づまり



- 睡眠がとれない  
症状が重いと精神的にも不安定に



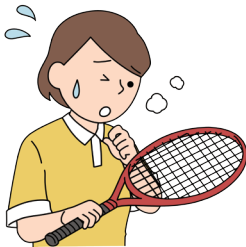
- 鼻閉によるいびきがうるさいといわれ、旅行がおっくうになる



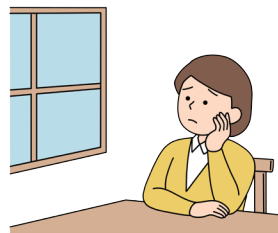
- 鼻づまりや睡眠不足で  
集中力が低下する(車の  
運転も危ない)



- 喘息発作や痰のからまり  
で、「死ぬのではないか」と  
思うくらい息苦しくなる



- 鼻閉がひどいときに運動すると  
すぐに息が上がってしまう  
趣味のテニスでリフレッシュでき  
ず気分も下がりがち



- ちょっとした外出でもだるくなる  
週末は家に引きこもりがち

## での困りごと)

## 匂いがわからない(嗅覚障害)



- 匂い・香りがわからないため、食事を楽しめない



- ガスのにおいやおかずの腐敗など、危険を知らせるにおいがわからない



- 自らの体臭が気になり、周りに迷惑をかけていないか気になる



- 介護中の母のオムツのにおいに気づかず、処理が遅れがちになる



- ワインが趣味だったが、好きなワインの香りがわからなくなり、日常の楽しみを失ってしまった



- 匂いがわからないために食事の楽しみがなくなり、同僚との飲み会や取引先との会食に参加する回数が減り、孤独を感じる

# 鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の炎症と種類

鼻の中の炎症(主に2型炎症)が長引くと、慢性副鼻腔炎の症状が出てきます。また、鼻の中に鼻茸ができて、大きくなってしまいます。

主な症状



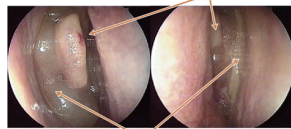
- 鼻水
- 匂いがわからない
- 鼻づまり

鼻の中にできた鼻茸

鼻の中の



きゅうれつはなたけ  
嗅裂鼻茸



ちゅうびどうはなたけ  
中鼻道鼻茸



2型以外の炎症

2型炎症

# 鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎では 鼻茸が再発しやすい

鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎は、手術やお薬での治療にもかかわらず、鼻茸が再発してしまうことがあるとされています。



JESRECスタディ:約3年<22.6ヵ月>追跡したデータ:

鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の手術実施後、好酸球性副鼻腔炎だと、23.4~51.8%の割合で再発していました。

慢性副鼻腔炎の種類	鼻茸再発率(約3年の追跡)	
非好酸球性副鼻腔炎	12.7%	
好酸球性副鼻腔炎(軽症)	23.4%	
好酸球性副鼻腔炎(中等症)	31.1%	
好酸球性副鼻腔炎(重症)	51.8%	

藤枝重治ほか:日耳鼻. 2015; 118: 728-735

難病情報センター:好酸球性副鼻腔炎(指定難病306)

<https://www.nanbyou.or.jp/entry/4538>[2023年1月26日アクセス]

# あなたの鼻・副鼻腔で起きていること

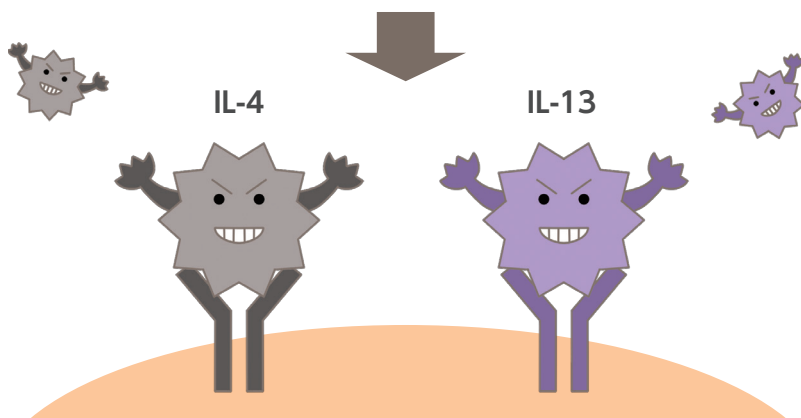
鼻づまりや鼻水、嗅覚障害などのつらい鼻症状。

これらの症状の原因は、あなたの鼻や副鼻腔の中で起きている「炎症」です。

この炎症に、免疫細胞から作られる物質であるIL-4(インターロイキン-4)、IL-13(インターロイキン-13)が深くかかわっています。

## 慢性副鼻腔炎で起きていること

感染 生活環境 アレルギーなど

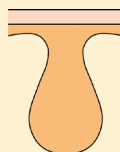


### 副鼻腔炎症状



- 鼻づまり
- 匂いがわからない
- 粘り気のある鼻水

### 鼻茸の形成



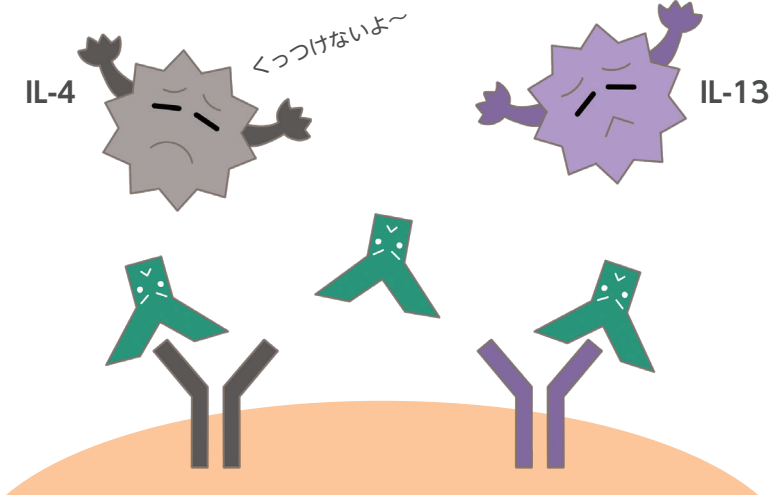


# デュピクセント®の働き

デュピクセント®は、IL-4とIL-13の働きをおさえることで、鼻や副鼻腔の炎症をおさえます。

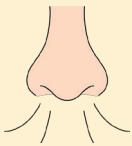
炎症をおさえることにより、鼻茸を小さくするとともに、鼻づまりや匂いがわからないなどの鼻症状を改善する効果が期待できます。

➤ デュピクセント®で治療すると、以下の効果が期待できます



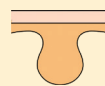
炎症の抑制

副鼻腔炎症状の改善



- 鼻の通りが良くなる
- 匂いを感じやすくなる
- 鼻水の症状が軽くなる

鼻茸の縮小



# デュピクセント®の効果

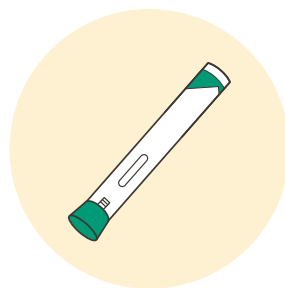
デュピクセント®は、慢性副鼻腔炎の炎症や症状において**中心的な役割を果たしているIL-4とIL-13**の働きをおさえます。

これまでの治療ではうまくコントロールできなかった方でも、デュピクセント®によって治療することで、炎症がおさえられ、**副鼻腔炎の症状が改善したり鼻茸が小さくなる**などの効果が期待できます。

また、デュピクセント®による治療を続けることで、**良い状態を長期にわたって維持する**効果も期待できます。

## 期待できるデュピクセント®の効果

- 鼻茸を小さくする効果
- 鼻づまりを改善する効果
- 匂いのわかりにくさを改善する効果
- 鼻水を改善する効果
- 長期にわたって症状をおさえる効果 など



鼻茸が大きい  
症状が重い



〈イメージ図〉

鼻茸が小さい  
症状が軽い



デュピクセント®による治療期間

# デュピクセント®による 治療を受けることができる方

## ➤ 投与できる方

全身性ステロイドなどの薬物療法を実施しても症状が改善しない・長期改善状態を維持できない、または手術後に再発した鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎の方にご使用いただけます。



## ➤ 投与に注意が必要な方

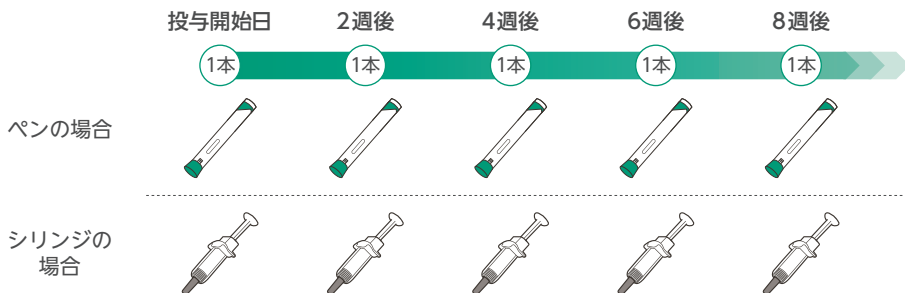
- 寄生虫感染のある方
- 生ワクチンを接種する予定のある方
- 妊婦または妊娠している可能性のある方、授乳中の方
- 高齢の方
- 喘息等の他のアレルギー性疾患をお持ちの方

# デュピクセント<sup>®</sup>の治療の進め方

## ▶▶ 投与スケジュール

デュピクセント<sup>®</sup>は、2週間ごとに1本を皮下投与します。

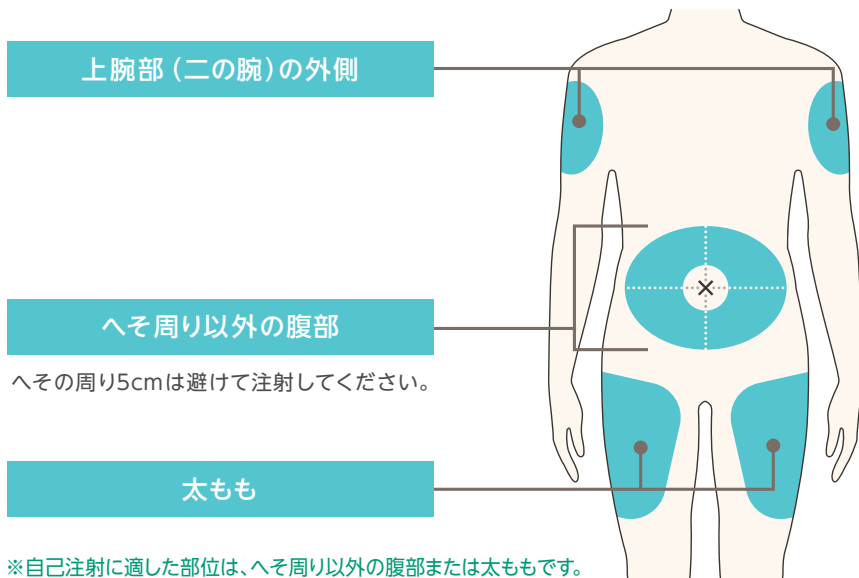
症状が安定した後は、主治医の判断によって、4週間ごとの投与に変更することがあります。必ず主治医の指示に従ってください。



症状安定後は、医師の判断のもとに、2週間隔または4週間隔で投与します。

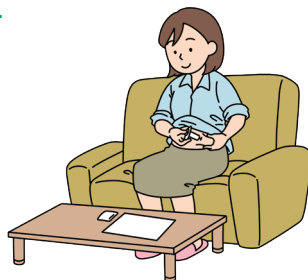
## ▶▶ 投与部位

注射に適した部位は以下の3カ所です。



## デュピクセント<sup>®</sup>は自己注射も可能です

医師の判断のもと、患者さんご自身が注射を行う「自己注射」も可能です。



## 自己注射のメリット

- 通院にともなう時間的な制約や負担が軽減でき、ご自身のスタイルに合わせて治療することができます。
- 通院日を調整できるので、仕事や旅行などの活動範囲が広がります。



## これまでの治療はどうするの？

デュピクセント<sup>®</sup>を投与する前に続けていた治療やケアがある場合は、自己判断で中止することなく、主治医に相談し、指示に従いましょう。



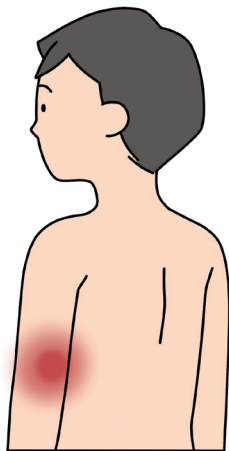
# デュピクセント<sup>®</sup>の安全性について

デュピクセント<sup>®</sup>の投与により、副作用が起こることがあります。副作用があらわれた場合には、すみやかに主治医または看護師、薬剤師にお伝えください。

## ▶▶ 予想される主な副作用

### 注射部位反応

注射をした後に、注射をした部位（腕やお腹、太もも）に、痛みが生じたり、赤く腫れたり、かゆくなったり、出血することがあります。



赤くなる、腫れる



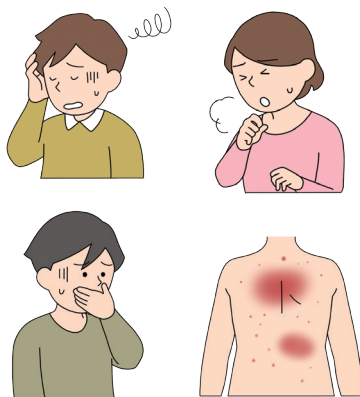
かゆくなる

## 起る可能性は低いものの、特に注意が必要な副作用

### アナフィラキシー反応による症状

一般的に、お薬を投与してすぐに起こる過敏反応で、次のような症状があらわれます。

- めまい、ふらつき、立ちくらみ、だるさ、意識の低下
- 呼吸困難、呼吸時に「ゼーゼー」音がする
- 腹痛、吐き気、嘔吐
- 皮膚のかゆみ、赤み、腫れ、全身の発疹
- くちびる、舌の腫れ など



日本アレルギー学会：アナフィラキシーガイドライン(第1版)，メディカルレビュー社，2014，p.11より作成

### 好酸球数の増加による症状

デュピクセント<sup>®</sup>の投与により、患者さんによっては、血中の好酸球数が一時的に増加することがあります。好酸球がわずかに増えただけでは、症状があらわれることは通常はありませんが、ときに次のような症状があらわれることがあります。

- 咳、発熱、だるさ、息切れ、呼吸困難、呼吸時に「ゼーゼー」音がする、血痰(血液の混じった痰)
- 動悸、息苦しさ
- 発疹、むくみ
- 手足のしびれ、麻痺(動きが悪くなる) など



# 喘息等のアレルギー性疾患をお持ちの方への注意点

デュピクセント®の投与により、喘息等のアレルギー性疾患の症状が変化する可能性があります。

喘息やアトピー性皮膚炎、じんましんなどのアレルギー性疾患を合併している場合は、慢性副鼻腔炎の治療を受けている医師に、合併している疾患名や治療薬について、必ずお伝えください。また、合併している疾患の治療を受けている医師に、デュピクセント®を使用していることを必ずお伝えください。

自己判断で喘息やアトピー性皮膚炎、じんましんなどの治療薬を減量・中止せず、必ず主治医の指示に従ってください。

## 慢性副鼻腔炎の主治医へ

喘息の治療で  
吸入薬を使っています。



喘息等のアレルギー治療薬の  
使用状況について  
伝えましょう

## 喘息等のアレルギー性疾患の主治医へ

慢性副鼻腔炎の治療で  
デュピクセント®を  
使い始めました。



デュピクセント®を  
使用していることを  
伝えましょう

P.17の  
ポケットカードを  
提示しましょう



# 喘息等のアレルギー性疾患をお持ちの方用 ポケットカード

# 「治療日誌」をつけましょう

投与日の症状を治療日誌に記録し、受診時に主治医に確認してもらいましょう。

## 記入例

投与日の症状について、  
 0=症状なし  
 1=軽度（症状はわずかで、気にならない）  
 2=中等度（わずらわしいが、がまんできる）  
 3=重度（日常生活をさまたげる、耐えがたい）  
 のいずれかに○をつけましょう

その他、  
 気になることがあれば、  
 記録しておきましょう

投与日 4 / 1	鼻づまり 0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他 注射したところが赤くなった
副鼻腔炎症状のわずらわしさ 0 _____				10

副鼻腔炎症状のわずらわしさの程度(0=気にならない、10=考えられる限りもっともわずらわしい)について、  
 当てはまる位置に縦線を記入しましょう

投与日 /	鼻づまり 0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしさ 0 _____				10

投与日 /	鼻づまり 0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしさ 0 _____				10

投与日 /	鼻づまり 0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしさ 0 _____				10

投与日 /	鼻づまり 0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしさ 0 _____				10

投与日 /	鼻づまり 0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしさ 0 _____				10

投与日 /	鼻づまり 0 1 2 3	匂いがわかりにくい 0 1 2 3	鼻水 0 1 2 3	その他
副鼻腔炎症状のわずらわしさ 0 _____				10

# 医療保険制度

日本では、すべての人が公的医療保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。

加入者やその家族など(被扶養者)に医療が必要な状態になったときに、加入する医療保険が医療費の一部を負担してくれる仕組みです。職種や年齢などによって加入する公的な医療保険は異なります。

## 公的医療保険

- 組合管掌健康保険(健康保険組合)
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)
- 船員保険
- 共済組合
- 国民健康保険
- 国民健康保険組合
- 後期高齢者医療制度

〇〇健康保険

被保険者証

〇〇(被保険者)

交付日 0000年 00月 00日

被保険者 記号 000 番号 0000

氏名 〇〇 〇〇 性別 〇

生年月日 0000年 00月 00日

資格取得年月日 0000年 00月 00日

保険者所在地 〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇

保険者番号 00000000

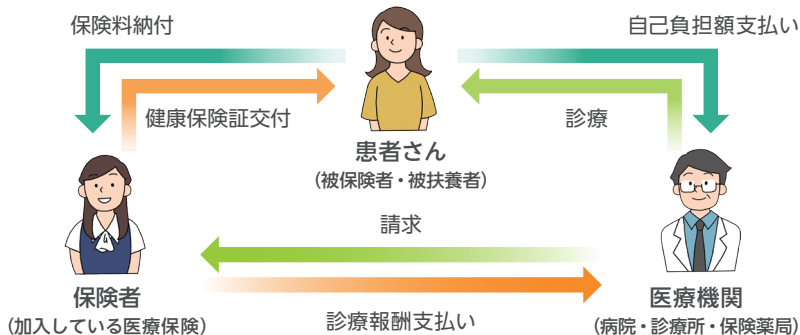
保険者名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

**各種手続きやお問い合わせ先は医療保険により異なりますので、健康保険証に記載されている保険者にご確認ください。**

※本冊子内の「医療保険」は公的医療保険を指しています。

# 医療費と医療保険

## 医療保険の仕組みイメージ



## 医療費の自己負担割合\*



\*自治体によっては、独自の医療費助成制度がある場合があります。  
 ※75歳以上の方で一定以上の所得のある方は2割負担になります。

## デュピクセント®の薬剤費の目安

デュピクセント®の薬剤費		ペンの場合	シリンジの場合
(1本あたり ペン : 61,714円 シリンジ : 61,523円)		1本	1本
自己負担額 (窓口で支払う金額)	3割	18,514円	18,457円
	2割	12,343円	12,305円
	1割	6,171円	6,152円

令和6年4月現在のデュピクセント®の薬価をもとに計算しています。

# 医療費の助成制度

国や自治体等は、患者さんの医療費の負担を軽くするために、医療費助成制度を定めています。

これらの制度を利用することで、医療費が高額となった場合や、指定難病と診断された場合などに、助成を受けられることがあります。

## ▶▶ 高額療養費制度(→22～31ページ)

1ヵ月の医療費が高額になったときに、自己負担額を一定額にまでおさえることができる制度です。負担上限額を超えた分は、加入している医療保険から支給されます。

## ▶▶ 指定難病に対する医療費助成制度(→32～37ページ)

国が指定している指定難病と診断された場合、その疾患の治療にかかった医療費に対して、助成を受けられる制度です。

好酸球性副鼻腔炎は指定難病に指定されているため、デュピクセント<sup>®</sup>を使用している患者さんのうち、好酸球性副鼻腔炎と診断されている方は、医療費助成を受けられる場合があります。

## ▶▶ その他の医療費助成制度(→38～39ページ)

健康保険組合や自治体などの制度を使って、医療費助成を受けられる場合もあります。

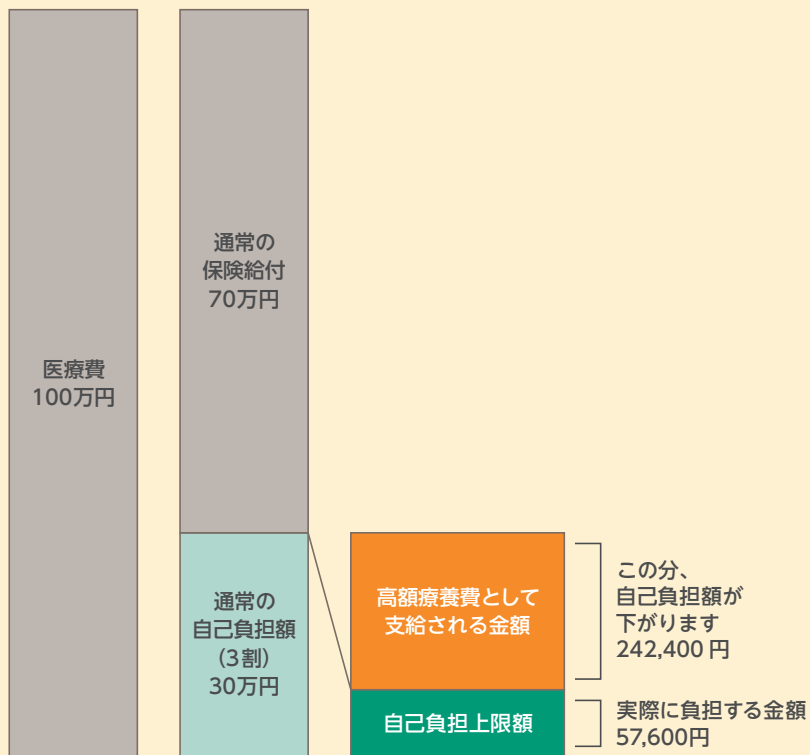
# 高額療養費制度

## ▶▶ 高額療養費制度の仕組み

1ヵ月(その月の1日～末日)の間に医療機関の窓口で支払うべき額(自己負担額)が一定の金額を超えることになった場合、自己負担額を一定額(自己負担上限額)にまでおさえることができる制度です。

例

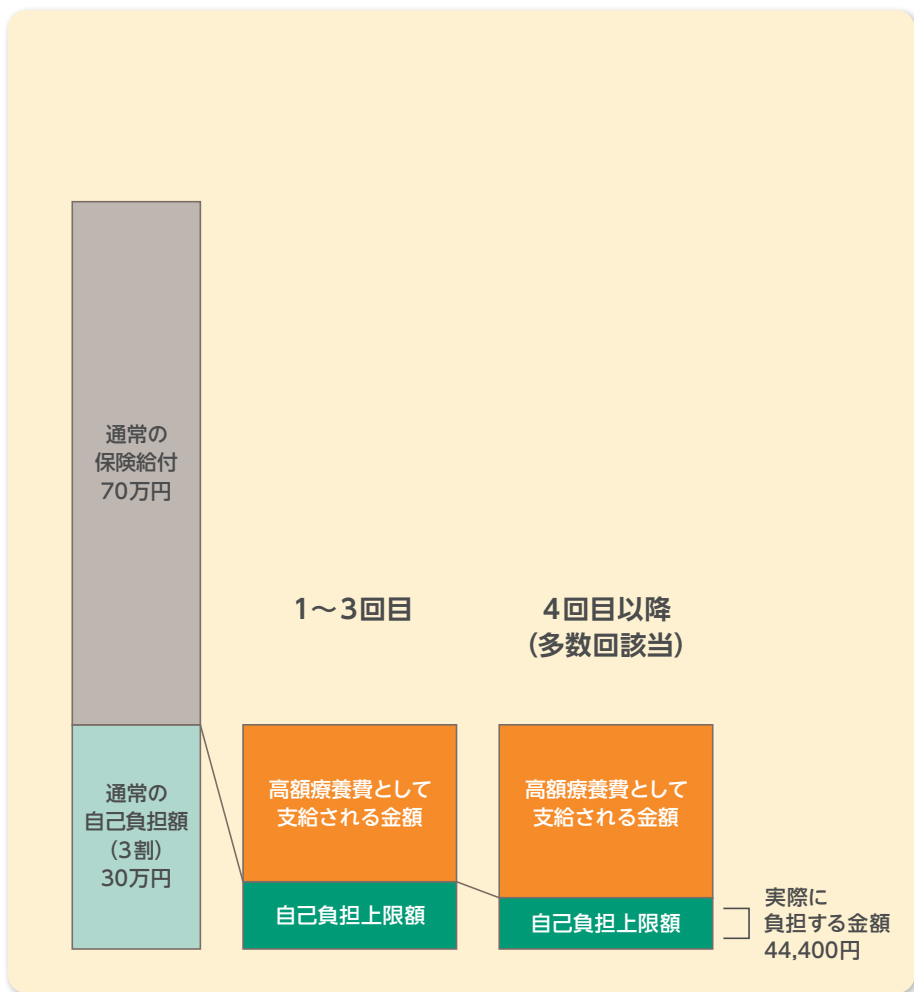
1ヵ月の医療費(10割)が100万円だった場合  
69歳以下、適用区分「エ」の方の場合  
(詳細は24ページ参照)



## ▶▶ 「多数回該当」制度の仕組み

継続して高額な医療を受ける必要のある方には、自己負担上限額がさらに引き下げられる制度があります。

直近12ヵ月以内に3回以上高額療養費制度の適用を受けた場合（「多数回該当」といいます）、4回目以降の月の自己負担の上限額がさらに引き下げられます。



# 高額療養費制度〈自己負担の上限額〉

## 自己負担の上限額(月間)

月間の自己負担の上限額は、年齢や世帯の所得により異なります。

\*ご自身がどの適用区分に該当するかは、加入する医療保険の保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。



### 69歳以下の方の上限額

適用区分 収入の目安		ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当
ア	<b>年収約1,160万円～</b> 健保：標準報酬月額 83万円以上 国保：旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	<b>年収約770万～約1,160万円</b> 健保：標準報酬月額 53万～79万円 国保：旧ただし書き所得 600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	<b>年収約370万～約770万円</b> 健保：標準報酬月額 28万～50万円 国保：旧ただし書き所得 210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	<b>～年収約370万円</b> 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	<b>住民税非課税者</b>	35,400円	24,600円





高額療養費制度の内容、手続きについての詳細は、お手持ちの健康保険証に書かれている保険者（健康保険組合・協会けんぽなど〈国民健康保険に加入の場合は市区町村〉）にご確認ください。

健康保険      （健康保険者）  
 被保険者証      交付日 0000年 00月 00日  
 被保険者      記号 000      番号 0000  
 氏名            性別   
 生年月日 0000年 00月 00日  
 資格取得年月日 0000年 00月 00日  
 保険者所在地 〒 000-0000        
 保険者番号      00000000  
 保険者名称     



## 70歳以上の方の上限額

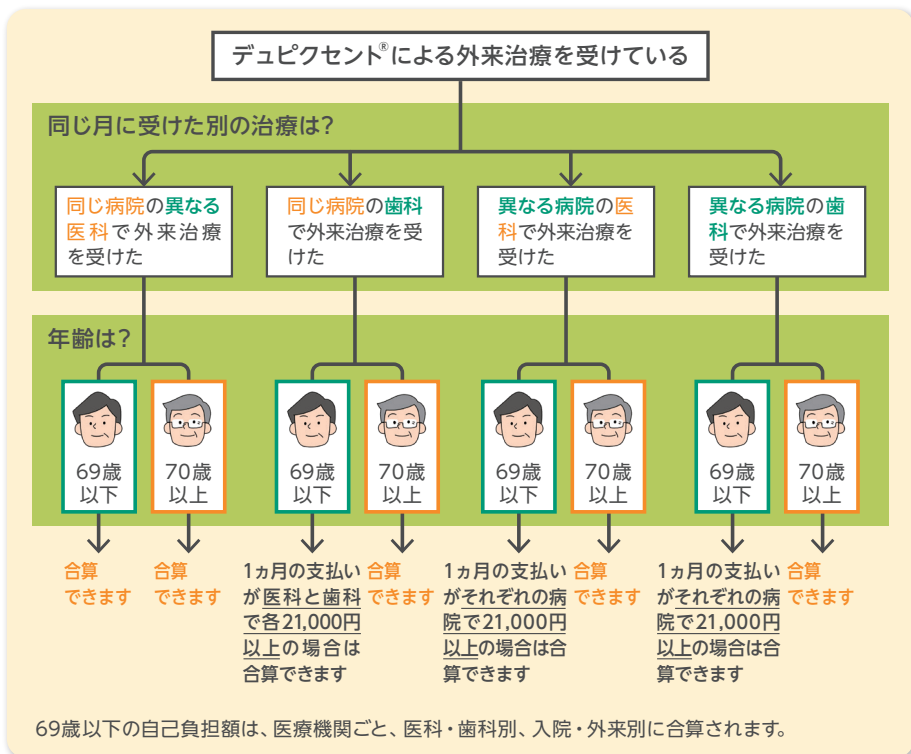
適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）		多数回該当
		外来（個人ごと） のみの場合		
収入の目安				
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%		93,000円
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円  (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	適用 されません
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

# 高額療養費制度〈対象となる医療費〉

## ▶▶ 高額療養費制度の対象となる医療費

1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費制度の適用となります。

### 合算できる場合



制度の詳細についてはこちらをご覧ください。  
厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html)

## 世帯合算

同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)の自己負担額を合算して申請することができます。

例

### 払い戻し額の計算例

69歳以下、適用区分「エ」の世帯の場合(24ページ参照)

父



1か月に  
支払った自己負担額 = 45,000円  
(診療費+薬剤費=150,000円)

子



父と同じ月に  
支払った自己負担額 = 24,000円  
(診療費+薬剤費=80,000円)



父と子の自己負担額を合算すると

45,000円+24,000円  
=69,000円

父と子の医療費(診療費+薬剤費)を  
合算すると

150,000円+80,000円  
=230,000円

この世帯の自己負担の上限額は**57,600円**

払い戻し額 = 窓口で支払った自己負担額 - 自己負担の上限額  
**11,400円 = 69,000円 - 57,600円**

本人・家族の医療費とも、69歳以下の患者の分については、合算に制限があります。  
[1つの医療機関ごとの月間自己負担額(3割)が21,000円以上のもののみ合算可能。  
自己負担額が21,000円に満たない医療機関分の医療費は合算できません。]

\* 70歳以上の方は、金額にかかわらず自己負担額を合算できます。

# 高額療養費制度〈適用を受けるには〉

## ▶▶ 高額療養費制度の適用を受けるには

事前に、加入する保険者から「限度額適用認定証」を発行してもらい、受診の際に医療機関・薬局の窓口に掲示しましょう。

- 「限度額適用認定証」を窓口に掲示することで、窓口での自己負担額を自己負担上限額（24～25ページ参照）にまでおさえることができます。
- 「限度額適用認定証」は、保険者（加入する健康保険組合等）に対して、事前の交付申請が必要です。手続きの方法や交付までの期間は加入する保険者によって異なるため、お手持ちの健康保険証に記載の連絡先へ、早めにお問い合わせください。
- 70歳以上で適用区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方（25ページ参照）では、「限度額適用認定証」の提示は不要です。そのため、事前に「限度額適用認定証」の交付を受ける必要はありません。

「限度額適用認定証」の提示が受診時に間に合わなかった場合は、いったん通常の医療費（3～1割）を支払った後に、上限額を超えて支払った分の払い戻しを申請します。

- 「限度額適用認定証」を窓口に掲示できない場合は、いったん通常の医療費（3～1割）の支払いが必要です。
- 後日、ご自身が加入する健康保険組合等に、上限額を超えて支払った分の払い戻しを請求する手続きを患者さん自身で行います。その際、病院などで受け取った領収書の添付を求められる場合があるので、大切に保管しておきましょう。
- 高額療養費の払い戻しの申請期間は、診療を受けた月の翌月から2年間です。

## ▶▶ 高額療養費シミュレーションをサイト上にご用意しております。

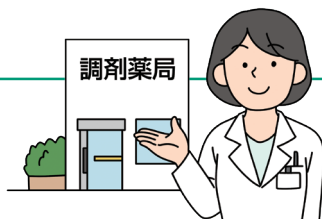
1ヵ月の医療費自己負担額と年収から、高額療養費の支給額を簡単に試算できます。

右のQRコードからご活用ください。



## 調剤薬局でお薬を受け取る場合

調剤薬局でお薬を受け取る場合は「限度額適用認定証」があっても、後日、払い戻しの手続きが必要です。



- 調剤薬局でお薬を受け取る場合、病院と薬局の支払い額を合算のうえ、高額療養費制度の適用を受けることができます。ただし、病院と薬局での支払いは自動的に合算されるわけではなく、病院と薬局それぞれで自己負担上限額までの支払いが発生します。
- 上限額を超えて支払った分は、後日、ご自身の加入する健康保険組合等に手続きを行い、払い戻しを受けることができます。

例

69歳以下で適用区分が「エ」の方で、その月の自己負担の上限額が57,600円の場合

窓口での支払い額

病院での負担額 5,000円  
薬局での負担額 57,600円

自己負担上限額に達していたため、上限額の57,600円を支払いました。

当月の支払い合算 62,600円

払い戻し額 5,000円

同じ月の合算額が57,600円を超えていたため、差額の5,000円の払い戻しを受けられます。

# 高額療養費制度〈利用の手順〉

## 1 受診前

健康保険証に記載されている保険者(19ページ参照)に連絡し、「高額療養費制度を利用したい」ことを伝え、以下の点を確認し、「限度額適用認定証」の交付を受ける手続きをしましょう\*。

<input checked="" type="checkbox"/> 保険者に確認すること	記入欄
<input type="checkbox"/> ご自身の適用区分、 月間の自己負担上限額 ➡ 24~25ページ	自己負担上限額： _____ 円/月 [4回目以降(多数回該当)の場合： _____ 円/月]
<input type="checkbox"/> 「付加給付」の有無 ➡ 38ページ	( あり ・ なし ) [ありの場合：上限 _____ 円/月]
<input type="checkbox"/> 「限度額適用認定証」の 申請方法 ➡ 28ページ	申請の際に添付・提示すべきもの ( _____ )
<input type="checkbox"/> 「限度額適用認定証」が 到着するまでの期間(目途)	





## 2 受診時

健康保険証と一緒に、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に表示しましょう\*。

### 3 受診後

以下の場合、月間の自己負担上限額を超えて、窓口で医療費を支払っている可能性があります。保険者に申請することで、上限額を超えて支払った分の払い戻しを受けることができます。

 69歳以下の患者さん	 70歳以上の患者さん
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同月中に複数の医療機関でそれぞれ21,000円/月以上の自己負担があった ➡ 26ページ</li> <li>● 同じ医療保険に加入している家族(同一世帯)に21,000円/月以上の自己負担があった ➡ 27ページ</li> <li>● 「限度額適用認定証」を窓口で提示しなかった ➡ 28ページ</li> <li>● 調剤薬局でお薬を受け取った ➡ 29ページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同月中に複数の医療機関で自己負担があった ➡ 26ページ</li> <li>● 同じ医療保険に加入している家族(同一世帯)に自己負担があった ➡ 27ページ</li> <li>● 「限度額適用認定証」を窓口で提示しなかった* ➡ 28ページ</li> <li>● 調剤薬局でお薬を受け取った ➡ 29ページ</li> </ul>

※70歳以上で適用区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方は、「限度額適用認定証」の交付を受けたり、窓口で提示したりする必要はありません。

# 指定難病に対する医療費助成制度

## 指定難病とは？

難病とは、

- ① 発病の機構が明らかでなく
- ② 治療方法が確立していない
- ③ 希少な疾病であって
- ④ 長期の療養を必要とする疾患

のことです。

難病のうち、とくに国が定めた基準に該当する疾患を指定難病といいます。

指定難病と診断された場合、その疾患の治療にかかる医療費の一部が助成されます。

## あなたの病気が好酸球性副鼻腔炎の場合、 医療費助成の対象となることがあります

好酸球性副鼻腔炎は指定難病に指定されており、一定の基準を満たす患者さんは、医療費の助成を受けることができます。





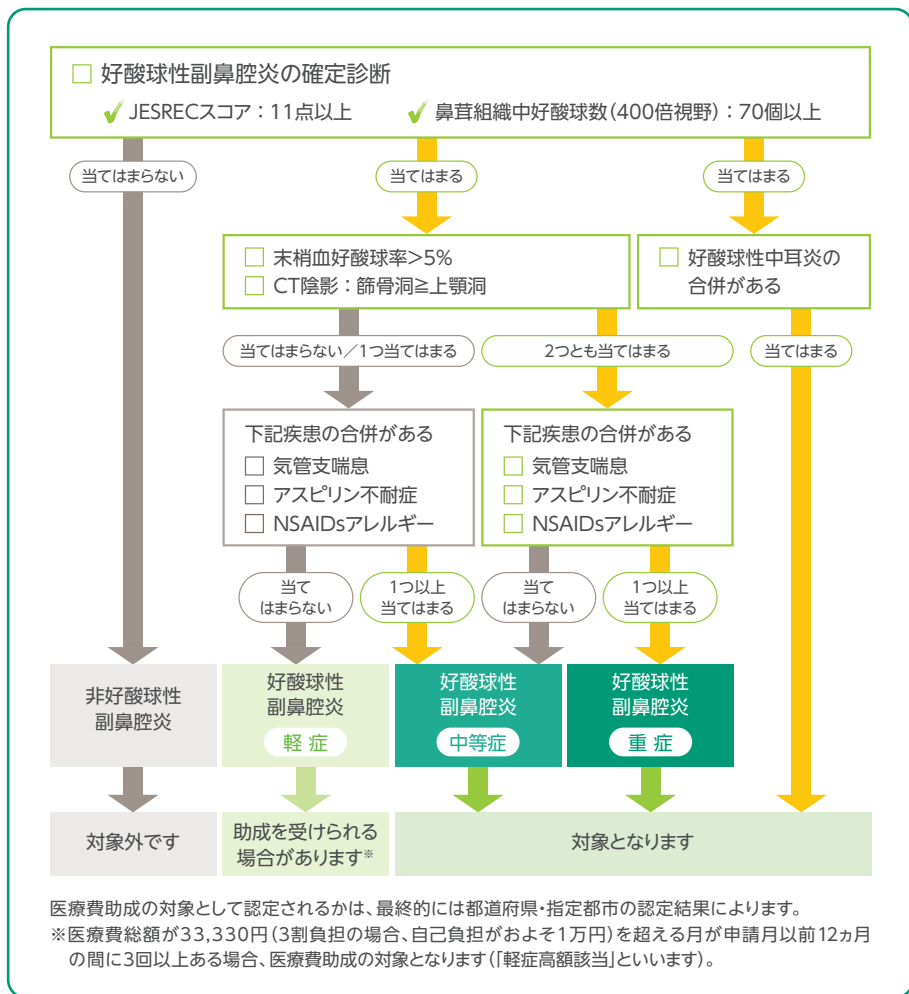
# 指定難病に対する医療費助成制度 〈対象となる患者〉

指定難病に対する医療費助成制度の対象となるのは、下記のいずれかの方です。

好酸球性副鼻腔炎と確定診断された方のうち、

- ① 中等症または重症の方
- ② 好酸球性中耳炎を合併している方
- ③ 軽症でも高額な医療を継続して受ける必要のある方(軽症高額該当)

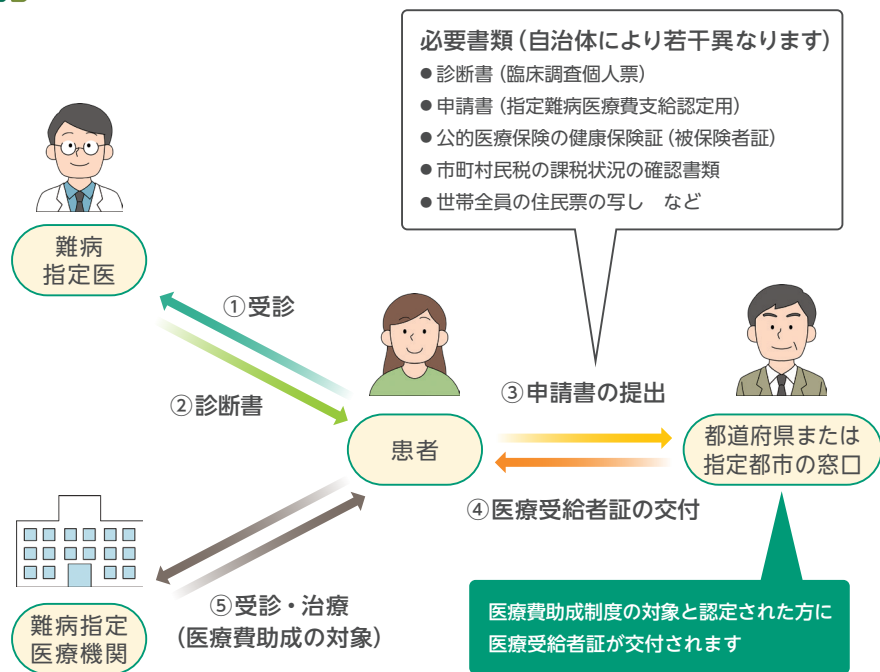
ご自身が下表のどの状態に該当するかは、医師にご確認ください。



# 指定難病に対する医療費助成制度 〈助成を受けるには〉

医療費の助成を受けるには、あらかじめ、お住まいの都道府県または指定都市に申請し、認定を受ける必要があります。申請には、難病指定医の診断書などが必要です。認定されると、医療受給者証が交付されます。都道府県・指定都市が定める難病指定医療機関を受診する際に、医療受給者証を提示すると、助成制度を使うことができます。

## 助成を受けるまでの流れ



- ・ 認定には有効期間があります。
- ・ 有効期間を過ぎても助成を受けたい場合は、1年ごとに更新の申請が必要です。

申請の方法や必要書類など詳しくは、お住まいの都道府県が指定都市の窓口にお問い合わせください。

# 指定難病に対する医療費助成制度 〈自己負担額〉

医療費助成制度を利用すると、医療費の自己負担割合が2割となります\*\*。  
また、世帯の所得に応じて月間の自己負担上限額が決められており、上限額を超えての自己負担は必要ありません。

高額な医療を長く継続する場合（高額かつ長期）、一部の方では自己負担上限額がさらに低くなります。

※年齢による自己負担割合については、20ページもあわせてご確認ください。

## 自己負担上限額(月額)

(単位：円)

階層区分	階層区分の基準 ( ( )内の数字は、夫婦2人世帯 の場合における年収の目安 )		自己負担上限額(外来+入院)(患者負担割合：2割)		
			一般	高額かつ 長期**	人工呼吸器等 装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※※高額かつ長期の対象となるのは、認定を受けた指定難病の治療にかかる医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合です。

# 指定難病に対する医療費助成制度 〈自己負担上限額の管理〉

指定難病の治療では、複数の医療機関を受診したり、院外の調剤薬局でお薬を受け取ることがありますが、**医療費の助成を受けられるのは、あらかじめ都道府県等から指定を受けた医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)で、指定難病の治療を受けた場合**に限られます。

また複数の病院を受診したり、院外の調剤薬局でお薬を受け取る場合、1つの医療機関での自己負担額が上限額を超えない場合でも、複数の医療機関での自己負担額の合算額が上限額を超えれば、医療費助成制度の対象となります。

そのため、自己負担額は、医療受給者証と一緒に交付される「**自己負担上限額管理票**」に記録し、管理することになっています。

医療機関で医療費を支払う際、医療機関が医療費の総額と自己負担額を記入します。合算額が自己負担上限額に達すると、その月のそれ以降の自己負担はなくなります。

令和2年2月分自己負担上限額管理票					
受診者名	○ ○ △ △	受診者番号	0012345		
			月間自己負担上限額	10,000	円
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の累積額 (月額)	徴収印
2月1日	○○○病院	30,000円	6,000円	6,000円	印
2月1日	××薬局	6,000円	1,200円	7,200円	印
2月20日	○○○病院	25,000円	2,800円	10,000円	印
2月20日	××薬局	4,000円			
上記のとおり月間自己負担上限額に達しました。					
日 付	指 定 医 療 機 関 名				確 認 印
2月20日	○○○病院				印

※自己負担上限額管理票の書式は、都道府県や指定都市によって異なります(上記は参考です)。

# デュピクセント<sup>®</sup>を使用した場合の自己負担額〈モデルケース〉

例



年収450万円  
40歳

医療費(診療費+薬剤費)	150,000円
自己負担額(3割負担)	45,000円
(2割負担)	30,000円

ご自身が指定難病に対する医療費助成の対象要件(⇒33ページ)を満たしているかを医師と確認

非該当

医療費助成なし

自己負担額  
(3割負担)  
45,000円/月

該当  
(軽症)

医療費助成なし

自己負担額  
(3割負担)  
45,000円/月

該当  
(重症、中等症、  
好酸球性中耳炎合併)

医療費助成あり

自己負担額  
20,000円/月

総医療費が33,330円を超えた月が  
12ヵ月の間に3回以上になった場合  
(「軽症高額該当」)

医療費助成あり

自己負担額  
20,000円/月

総医療費50,000円を超えた月が12ヵ月の間に6回以上  
なった場合(「高額かつ長期」)

医療費助成あり

自己負担額  
10,000円/月

※ 医療費助成の対象として認定されるかは、最終的には、都道府県・指定都市の認定結果によります。

※ 「軽症高額該当」「高額かつ長期」の適用を受けるには、都道府県・指定都市への申請が別途必要となります。

# 医療費負担が軽減されるその他の医療費助成

## ▶▶ 付加給付制度(健康保険組合等の独自制度)

高額療養費制度は国が定める制度ですが、ご加入の医療保険(保険者)によっては、独自の「付加給付」として、国が定めるよりも手厚い医療費助成を行っており、自己負担上限額がさらに低く設定されている場合があります。

すべての保険者で実施されているわけではありませんので、詳しくはご加入の保険者(健康保険組合等)にご確認ください。

## ▶▶ 学生などへの医療費補助制度

大学などの学校では、独自に学生の医療費負担を補助する制度を運営している場合があります。指定病院がある場合や、手続きが必要な場合もありますので、詳しくは学生課などにご確認ください。

## ▶▶ ひとり親への医療費補助制度

自治体によっては、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の方に医療費助成を行っている場合があります。助成内容や申請方法が自治体により異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。

## 医療費控除

生計を一にする家族が1年間で支払った医療費の総額が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を超えると、医療費控除を受けることによって、所得状況に応じた還付金を受け取ることができます。医療費控除を受けるためには、確定申告が必要です。

医療機関から発行された領収書は必ず保管しておきましょう。

### ● 医療費控除の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実際に支払った} \\ \text{医療費の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円}^* \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%

### ● 還付金の目安

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{還付される税金の目安} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税率} \\ \hline \end{array}$$

➡ お問い合わせ先: 最寄りの税務署

デュピクセント®を使用される  
患者さん向けウェブサイト



<https://www.support-allergy.com>

デュピクセント®の製品情報、  
治療に役立つ情報を紹介しています。



日本国内のアレルギー疾患  
患者さん向けウェブサイト



<https://www.allergy-i.jp>

アレルギーと上手に付き合いながら、  
ふだん通りのパフォーマンス発揮を目指すための  
アレルギーの情報サイトです。



## デュピクセント® 300mg ペンのことを 動画で手軽に、もっと詳しく!

デュピクセント® 300mg ペンを使用される患者さん用に、  
もっと詳しく知っていただくための動画をご用意しております。  
以下のQRコードからご覧ください。



デュピクセント®の  
はたらき



自己注射の手順  
(シリンジ)



自己注射の手順  
(ペン)



知っておきたい  
医療費の助成制度

デュピクセント®の操作方法と医療費制度へのご質問は、  
デュピクセント®相談室へお問い合わせください

### デュピクセント®相談室

フリーダイヤル

**0120-50-4970**

ゴ ヲ ヨ ク ナ レ

専任  
スタッフが  
対応します

**1** 操作方法へのご質問  
24時間365日

**2** 医療費制度へのご質問  
平日9:00~17:00

※ **2** は医療費制度のご説明のみとなります。個人の治療費に関するご質問にはお答えできません。

サノフィ株式会社 リジェネロン・ジャパン株式会社

〒163-1488  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号